

証券コード 2138
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目3番14号
恵比寿SSビル
クルーズ株式会社
代表取締役社長 小 濑 宏 二

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁のご案内に従って、2022年6月28日（火曜日）午後7時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前11時（受付開始 午前10時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパーク
プラザ棟3階・4階
グランパークカンファレンス 401ホール
（会場が前回と異なっておりますため、末尾の会場のご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場は、できるだけお控えくださいますようお願い申し上げます。当社の新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応については、4頁に記載しておりますので、必ずご確認ください。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://crooz.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面に記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://crooz.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2022年6月29日（水曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後7時到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後7時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

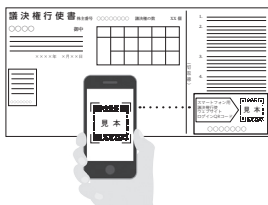
※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

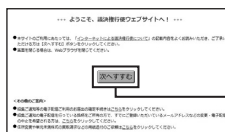
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

## 株主の皆様へ

### 【重要】新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、株主の皆様を第一に考え、開催方針を次の通りとさせていただきます。時節柄ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 本総会へのご出席について
  - ・新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、当日のご来場を見合わせ、可能な限り書面（郵送）又はインターネットにて議決権の事前行使を行っていただくことを強くご推奨申し上げます。
  - ・当日ご出席を検討されている株主様におかれましては、本総会開催当日及び1～2週間前の国内の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご心配やご不安のある場合は、無理をなさらずにご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。
2. 本総会当日の対応について
  - ・会場の座席は、間隔をとった配置とさせていただきます。これにより、ご用意できる座席数に限りがありますので、当日ご来場いただきましても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。
  - ・本総会当日は、マスクの着用やアルコール消毒等必要と認めた措置にご協力をお願いさせていただきます。ご協力いただけない場合にはご入場をお断りさせていただきます。（入場後にご退出いただくこともございます。）
  - ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフからお声掛けさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、入場時の確認により、37.5度以上の発熱が認められる方、せき込んでいる方、マスクを入場から退場まで常時着用いただけない方のご入場はお断りさせていただきます。
  - ・本総会では、新型コロナウイルスの感染予防及び感染拡大防止のため、開催時間の短縮に取り組みます。議場における議案の詳細な説明は省略させていただきますので、株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
  - ・当社の役員及び運営スタッフにつきましても、マスクの着用などの感染予防措置を取らせていただきます。
  - ・その他、本総会当日に会場において感染予防のための追加措置を講じる場合もありますので、ご協力お願いいたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### 当連結会計年度の事業の状況

##### (1) 事業の経過及び成果

当社は「20XX年までに時価総額1兆円以上」という超長期的目標を掲げ、2018年5月10日をもって全ての事業を子会社化し、純粋持株会社となりグループ経営へと移行しております。この超長期的目標を最速で実現するべく、次世代の事業と経営者の誕生と成長、永遠のベンチャースピードを手に入れるための仕組み「CROOZ永久進化構想」を活用し、より多くの起業家を育成し、『SHOPLIST.com by CROOZ』（以下、SHOPLIST事業）を軸に、EC領域に関連する複数のサービスを展開する「ECソリューションカンパニー」として、成長産業であるEC領域に今まで以上に注力していきます。

グループの主軸事業であるEC事業の国内BtoCのEC（消費者向け電子商取引）市場は2020年に19.3兆円に達しており（注1）、また今後更に拡大し、2025年度には27.9兆円に達する見込みといわれております（注2）。

また、その中でもSHOPLIST事業のおかれるアパレルEC（BtoC）市場は、2020年に約2.2兆円に到達しており、直近3年間で約5,749億円拡大してまいりました。近年販売の主戦場が実店舗からECに移行する大局の流れが見られていたところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその流れが加速しました。

当該成長市場においてSHOPLIST事業は、低価格で良質なファストファッション商材の取扱いに特化し、また会員属性も20-30代を中心とした女性という特異なポジショニングを確立し、2012年7月の立ち上げから10年目を迎えた当連結会計年度の取扱高は230億円となりました（注3）。

SHOPLIST事業においては、今後の更なる拡大を目指し、社長直下のプロジェクトとして、プロジェクトオーナーに社長と同等の権限を付与し、オーナー自ら課題が起きた背景や理由を深堀り、様々な事実データをもとに解決策を講じる重要プロジェクト制度を進行させております。重要プロジェクトをもとに、広告プロモーション投資の効率化、探しやすさや購入前と後のギャップをゼロにするべくサイトのユーザビリティ向上、配送効率の徹底的な見直しを含めた物流インフラの強化等のコスト改善や業務効率の改善及び組織体制の整備に注力してきましたが、今後は取扱高を再度成長軌道に乗せていくための施策に注力していきます。

また、新規性の高い事業にも積極的に取り組んでおり、今後の第二・第三の事業の柱として期待できる事業を生み出すべくチャレンジを継続してまいります。

以上の結果として、当連結会計年度の経営成績は、売上高15,477,613千円、営業利益1,238,062千円（前連結会計年度比42.0%減）、経常利益1,292,604千円（前連結会計年度比42.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益310,445千円（前連結会計年度比78.3%減）となりました。

（注1）2021年7月30日経済産業省「令和2年度産業経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」を基に記載しております。

（注2）株式会社野村総合研究所「ITナビゲーター2021年版」を基に記載しております。

（注3）当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」等が新しく適用されたため、EC事業、インターネット広告・メディア事業及びその他の事業において、「売上高」と「仕入原価」をネットした金額を「売上高」として開示しております。

## （2）設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は216,101千円で、その主なものはオフィスの新設等に関連した建物附属設備等の購入によるものです。

## （3）資金調達の状況

該当事項はありません。

## （4）重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

## (5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                 | 2018年度<br>第18期 | 2019年度<br>第19期 | 2020年度<br>第20期 | 2021年度<br>第21期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高(千円)                                             | 30,282,348     | 33,995,137     | 35,714,892     | 15,477,613                  |
| 経常利益又は経常損失<br>(△)(千円)                               | △972,314       | △85,360        | 2,245,173      | 1,292,604                   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は親会社<br>株主に帰属する当期純<br>損失(△)(千円) | △1,639,200     | △558,845       | 1,433,101      | 310,445                     |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失(△)(円)                | △144.27        | △50.32         | 128.91         | 27.91                       |
| 総資産(千円)                                             | 24,410,456     | 25,947,725     | 27,072,464     | 25,086,771                  |
| 純資産(千円)                                             | 8,660,066      | 8,273,101      | 9,744,865      | 9,650,705                   |
| 1株当たり純資産(円)                                         | 738.83         | 696.13         | 826.77         | 843.62                      |

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                        | 資 本 金     | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                                  |
|------------------------------|-----------|---------|------------------------------------------|
| CROOZ SHOPLIST株式会社           | 120,000千円 | 100%    | ファッション通販 SHOPLIST.com by CROOZ の企画、開発、運営 |
| Studio Z株式会社                 | 120,000千円 | 100%    | エレメンタルストーリーを中心としたスマートフォン向けゲームの企画、開発、運営   |
| CROOZ Media Partners<br>株式会社 | 15,000千円  | 70%     | 広告・メディアを取り扱う代理店事業                        |

(注)Sevenwoods Investment株式会社が運営するファンドの持分割合の低下により、当該ファンドが連結子会社から外れたことに伴い、投資事業は報告セグメントから外れたため、Sevenwoods Investment株式会社は重要な子会社から除外しております。

### ③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## (7) 対処すべき課題

当社グループは、インターネット業界における、ハードウェア、ソフトウェアの進化、ユーザーの嗜好の変化、他業界からの新規参入等の様々な急速な変化に対応するために、以下の課題を認識しており、対応していく方針であります。なお、現時点で主軸事業であるSHOPLIST事業等への新型コロナウイルスによる確認できる悪影響は見られないため、当社グループの業績に与える影響は現時点では軽微なものと判断しております。引き続き今後の動向を注視し、当社グループの業績に与える影響については適宜ご報告してまいります。

### ① 次世代の事業と経営者の誕生と成長

当社グループは、ユーザーに受け入れられるサービスの移り変わりが激しいインターネット業界において、絶えず新たな収益源を模索していくことが重要と考えております。

SHOPLIST事業は、引き続き競合他社との差別化が激化することが予想され、今まで以上に商品ジャンルやブランド、品揃えの拡充による更なる差別化、事業拡大・サービスの向上を図りつつ、インターネットコマース事業で得られた知見を活かした新規事業にも挑戦してまいります。

また、SHOPLIST事業に続く第二・第三の柱の創出を目指し、新規事業の開発や、M&Aを通じた新たな事業への参入などを検討してまいります。

同時に、これら次世代の事業を担う優秀な経営人材の内部育成、外部招聘によって当社の資金、ノウハウと若い起業家の柔軟な発想が融合し、新しい収益と価値を生み出していくことに繋げてまいります。

### ② 事業スピードの最大化

変化の激しいインターネット業界においては、事業スピードを最大化することが重要であり、いかに多くのチャレンジをし、早期にその成否を見極められるかという仕組化が事業の成長には不可欠であると考えております。

当社グループは、すべての事業を子会社化し、コンパクトな組織にすることにより、開発手法や採用などあらゆる意思決定をそれぞれが迅速に行い、永遠のベンチャースピードを維持しながら事業を推進してまいります。

### ③ 内部統制、コーポレートガバナンス体制の充実

企業が持続的に成長していくためには、内部統制の実効性を高め、日々充実させることが重要であると考えております。当社グループでは、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を実施するのみならず、事業面・技術面・管理面の全てにおいて、当社独自に策定したチェック項目を四半期ごとに経営幹部が確認するとともに、チェック項目のブラッシュアップを日々行うことによって、内部管理体制及びコーポレートガバナンス体制を充実させております。



(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの主力事業は、100%子会社であるCROOZ SHOPLIST株式会社において運営している、ファストファッション通販「SHOPLIST.com by CROOZ」を中心としたEC事業となっております。なお、100%子会社であるStudio Z株式会社などにおいて、継続してゲーム事業を展開しているほか、各子会社にてインターネット関連の各種事業を展開しております。

(9) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

| 名 称                      | 所 在 地  |
|--------------------------|--------|
| クルーズ株式会社                 | 東京都渋谷区 |
| CROOZ SHOPLIST株式会社       | 東京都渋谷区 |
| Studio Z株式会社             | 東京都港区  |
| CROOZ Media Partners株式会社 | 東京都渋谷区 |

(10) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

| 従 業 員 数     | 前 連 結 会 計 年 度 末 比<br>増 減 |
|-------------|--------------------------|
| 389 (160) 名 | 52名増                     |

- (注) 1. 従業員数は正規使用人のみで、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。  
2. 前連結会計年度末と比較して従業員数が52名増加しておりますが、これは主に連結子会社の事業拡大に伴う人員増加によるものです。

(11) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借 入 先      | 借 入 額     |
|------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 618,691千円 |

(注)取扱金融機関と融資限度額を決めた当座貸越契約 (融資限度額32億円) を締結しております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 43,886,400株  
(2) 発行済株式の総数 11,122,479株  
(自己株式数1,835,121株を除く。)
- (3) 株主数 3,510人  
(4) 大株主

| 株 主 名                                      | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------|------------|---------|
| 小 淵 宏 二                                    | 3,335,000株 | 29.98%  |
| NOMURA CUSTODY NOMINEES LTD-TK1 LIMITED    | 2,036,600株 | 18.31%  |
| 田 澤 知 志                                    | 870,000株   | 7.82%   |
| BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND  | 539,500株   | 4.85%   |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                | 536,219株   | 4.82%   |
| NCSN-SHOKORO LIMITED                       | 476,200株   | 4.28%   |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 414,096株   | 3.72%   |
| 株式会社SBI証券                                  | 169,899株   | 1.52%   |
| CLEARSTREAM BANKING S. A.                  | 115,140株   | 1.03%   |
| BNY GCM ACCOUNTS M NOM                     | 74,036株    | 0.66%   |

(注) 1. 当社は自己株式を1,835,121株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しておりま  
す。

2. 持株比率は、自己株式を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権等（職務執行の対価として交付されたものを除く。）の状況

- ① 2017年6月20日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                  |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第14回新株予約権                        |
| 保有者数                        | 取締役（監査等委員を除く。） 1名                |
| 新株予約権の数                     | 330個(新株予約権1個につき100株)             |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 33,000株                          |
| 新株予約権の発行価額                  | 1個あたり 100円                       |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1個あたり 285,200円<br>(1株あたり 2,852円) |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1個あたり 142,650円                   |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 2017年7月6日から2027年7月5日まで           |
| 新株予約権の行使の条件                 | (注1)                             |

- ② 2018年3月7日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                  |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第15回新株予約権                        |
| 保有者数                        | 取締役（監査等委員を除く。） 2名                |
| 新株予約権の数                     | 3,682個(新株予約権1個につき100株)           |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 368,200株                         |
| 新株予約権の発行価額                  | 1個あたり 100円                       |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1個あたり 217,200円<br>(1株あたり 2,172円) |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1個あたり 108,650円                   |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 2018年3月27日から2038年3月26日まで         |
| 新株予約権の行使の条件                 | (注2)                             |

③ 2020年4月28日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                          |                  |
|-----------------------------|--------------------------|------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第16回新株予約権                |                  |
| 保有者数                        | 取締役（監査等委員を除く。）1名         |                  |
| 新株予約権の数                     | 20,000個(新株予約権1個につき100株)  |                  |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 2,000,000株               |                  |
| 新株予約権の発行価額                  | 1個あたり                    | 100円             |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1個あたり<br>(1株あたり)         | 77,500円<br>775円) |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1個あたり                    | 38,800円          |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 2020年5月27日から2040年5月26日まで |                  |
| 新株予約権の行使の条件                 | (注3)                     |                  |

(注1) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。
  - (a) 2017年7月6日から2020年3月31日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
  - (b) 新株予約権者は、2018年3月期から2026年3月期までのいずれかの期における連結営業利益が25億円を超過した場合、上記(a)にて定める期間を除き、割当てられた新株予約権の全てを行使することができる。なお、ここでいう連結営業利益の判定においては、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
  - (c) 2018年3月期から2026年3月期までのいずれかの期における連結営業利益が25億円を超過しない限り、上記(a)にて定める期間を経過した日以降であっても、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
- (3) 上記(2)にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を権利行使価額の95%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされている事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(注2) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 新株予約権者は、新規事業による連結取扱高又は当該新規事業に係る営業利益が、以下に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割当てられた新株予約権個数のうち当該各号に定める割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として、新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。なお、ここでいう新規事業とは、割当日時点において当社グループにおいて取扱高が発生していない事業をいうものとし、連結取扱高の具体的な算定方法については、新規事業に応じて取締役会で定めるものとする。
  - (a) 割当日から2年を経過し、かつ、2019年3月期以降のいずれかの当連結会計年度における、新規事業による連結取扱高が20億円以上又は当該新規事業に係る営業利益が4億円以上：行使可能割合33%
  - (b) 割当日から4年を経過し、かつ、2019年3月期以降のいずれかの当連結会計年度における、新規事業による連結取扱高が100億円以上又は当該新規事業に係る営業利益が20億円以上：行使可能割合60%
  - (c) 割当日から6年を経過し、かつ、2019年3月期以降のいずれかの当連結会計年度における、新規事業による連結取扱高が300億円以上又は当該新規事業に係る営業利益が60億円以上：行使可能割合100%
- (3) 上記(2)にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額の75%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(注3) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認めるものとする。
- (2) 割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に20%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の105%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や株式会社東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 氏 名 等 (2022年 3月 31日 現在)

| 会社における地位         | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                         |
|------------------|-------|--------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 小淵 宏二 | CROOZ SHOPLIST株式会社 代表取締役社長           |
| 取締役副社長           | 古瀬 祥一 | CROOZ Media Partners株式会社 代表取締役社長     |
| 取締役副社長           | 仲佐 義規 | -                                    |
| 取 締 役            | 稲垣 佑介 | 最高財務責任者 CFO                          |
| 取 締 役            | 矢嶋 健二 | 株式会社TWIN PLANET 代表取締役                |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 永井 文隆 | 永井文隆公認会計士事務所 代表<br>株式会社AURUM 代表取締役社長 |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 立松 進  | 株式会社U. P. n. P. 代表取締役                |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 川井 崇司 | 株式会社すごい会議どすえ 代表取締役                   |

- (注) 1. 監査等委員である取締役永井文隆、立松進及び川井崇司の3氏は社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査等委員である取締役永井文隆氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会が必要に応じて監査を補佐する担当者を任命・指揮命令して監査を行う体制としており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものは除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社グループの全役員（取締役、監査役及び執行役員）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）等を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、役員の犯罪行為に起因する損害、及び役員が違法であることを認識しながら行った行為に起因する損害については填補の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役の報酬等

| 役員 の 区分                     | 報 酬 等 の 額<br>(千円)  | 報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 (千円) |             |             | 対 象 と なる<br>役 員 の 員 数<br>(人) |
|-----------------------------|--------------------|--------------------------|-------------|-------------|------------------------------|
|                             |                    | 基 本 報 酬                  | 非 金 銭 報 酬 等 | 業 績 連 動 報 酬 |                              |
| 取締役 (監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 68,267<br>(-)      | 68,267<br>(-)            | -<br>(-)    | -<br>(-)    | 5<br>(-)                     |
| 取締役 (監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 10,800<br>(10,800) | 10,800<br>(10,800)       | -<br>(-)    | -<br>(-)    | 3<br>(3)                     |
| 合 計<br>(うち社外取締役)            | 79,067<br>(10,800) | 79,067<br>(10,800)       | -<br>(-)    | -<br>(-)    | 8<br>(3)                     |

- (注) 1. 2016年6月29日開催の第15回定時株主総会において、取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額を年額500百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) とする旨の決議をいただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) の員数は、8名であります。
2. 2016年6月29日開催の第15回定時株主総会において、取締役 (監査等委員) の報酬限度額を年額50百万円以内とする旨の決議をいただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名であります。
3. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### (5) 取締役の報酬等の決定に関する方針

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬は、代表取締役社長小淵宏二が、限度額の範囲内において報酬案を作成し、客観的な観点から報酬額の決定ができるように監査等委員である取締役 (社外) のみで構成される報酬委員会で審議の上、承認しております。なお、個別の報酬額については、専門的知識、能力水準、担当する役割と責務並びに競合他社の報酬水準等を総合的に勘案するとともに、個人の価値を評価して、報酬委員会において審議の上、承認しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員の協議により決定しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区分             | 氏名    | 兼職先                       | 兼職内容          | 当該他の法人等との関係                                        |
|----------------|-------|---------------------------|---------------|----------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 永井 文隆 | 永井文隆公認会計士事務所<br>株式会社AURUM | 代表<br>代表取締役社長 | 当社と永井文隆公認会計士事務所及び株式会社AURUMとの間に重要な取引その他特別の関係はありません。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 立松 進  | 株式会社U. P. n. P.           | 代表取締役         | 当社と株式会社U. P. n. P.との間に重要な取引その他特別の関係はありません。         |
| 取締役<br>(監査等委員) | 川井 崇司 | 株式会社すごい会議どすえ              | 代表取締役         | 当社と株式会社すごい会議どすえとの間に重要な取引その他特別の関係はありません。            |

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 会社における地位       | 氏名    | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                         |
|----------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 永井 文隆 | 当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、営業活動、財務活動にわたって意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすとともに、監査等委員会委員長として内部統制システムの構築についても助言・提言を行っていただきました。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 立松 進  | 当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。会社の経営者としての見地から、議案審議等に必要発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たされております。                                                  |
| 取締役<br>(監査等委員) | 川井 崇司 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。経営コンサルタントとしての見地から、経営マネジメントの分野にわたって発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たされております。                              |



## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 太陽有限責任監査法人 |
|-------------------------------------|------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 42,000千円   |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 42,000千円   |

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## 6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める事項について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役会は、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定したガイドラインを率先垂範して行い、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。また、法令遵守体制にかかる規程の整備を行い、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制を整え、業務運営の適法性の確保に努める。
  - b. 当社は、報告・相談体制である「内部通報制度」を設けて社内においてコンプライアンス違反が行われ、又は行われようとしていることが判明した際に、報告・相談を受け付ける体制を構築する。また、公益通報者保護法に準じて、通報内容を適正に取り扱い、通報者情報の秘匿など通報者に対して不利益な扱いを行わない旨を定める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

- ③ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 当社及び当社グループは、個人情報に関する規程、情報セキュリティに関する規程などのリスクマネジメントに関する規程に基づき、リスクの洗い出しと軽減に取り組み、リスク管理体制を構築する。
  - b. 当社は、代表取締役社長が、当社グループのリスク管理について全体的に統括し、継続的に監視するとともに、経営に重大な影響を与えるリスクについては、取締役会に遅滞なく報告される体制を整備・維持する。
  - c. リスクマネジメント担当部署は、当社グループに関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
  - d. 当社及び当社グループのリスク管理体制の有効性については、内部監査担当を含む経営幹部が定期的に監査を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、定例の取締役会を原則毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、法令・定款・社内規程に基づき迅速に重要事項の決定並びに業務執行状況の管理・監督を行える体制を整備する。また、取締役及び代表取締役社長の指名を受けた者をメンバーとする経営会議を定期的で開催し、事業の基本方針その他業務執行における重要事項について審議を行い、会社経営の基本戦略を議論し、業務遂行の円滑適正な運営を図る。
  - b. 職務分掌規程及び職務権限規程に基づき、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、責任体制の確立を行う。
  - c. 中期経営方針及びロードマップを策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を管理する。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社は、原則として子会社の取締役又は監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査を行う。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づきリスクマネジメント担当部署が担当する。また、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、定期的な当社への事業の状況及びリスク管理状況に関する報告を徴求し、重要事項については適切な承認を得るものとする。
  - b. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は子会社に、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定したガイドラインに則って定点チェックを行わせ、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。また、法令遵守体制にかかる規程の整備を行わせ、コンプライアンス体制の整備を行う。
  - c. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、子会社に、法令遵守体制にかかる規程の整備を行わせ、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制の整備をさせ、業務運営の適法性の確保に努める体制を構築させる。

- d. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
監査等委員である取締役と内部監査担当が緊密に連携し、当社グループの業務監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査等委員会は、必要に応じて特定の補助使用人に業務を命じることができるものとする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項  
監査等委員会が補助使用人等を置くことを求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役が協議を行い、その補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、適切な指揮・命令・指導及び評価のための管理システムを確立する。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の補助使用人を選任している場合には、その補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ⑨ 当社グループの取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制  
監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な書類を適宜閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して、職務執行についての報告を求めることができるものとする。また、当社グループの取締役会は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。
- ⑩ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。
- ⑪ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員である取締役の請求等に従い速やかに処理する。

- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員会に対して、業務執行取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとするとともに、代表取締役社長、内部監査担当、監査法人と必要に応じて意見交換会を開催する。
- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適正な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。
- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社グループは、取締役、本社部門、事業部門が一体となり、取引先全てに対し反社会的勢力にあたらぬ事を自社又は第三者機関にて調査し、確認を行う。また、当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力排除に断固たる姿勢で臨む。万が一、反社会的勢力による不正要求行為等が発生した場合にも、リスクマネジメント担当部署が中心となり、各都道府県の警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門家との連携をとることのできる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般  
当社及び当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。
- ② コンプライアンス  
当社は、当社及び当社グループの使用人に対し、コンプライアンスについて社内研修での教育等で説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。  
また、当社は、報告・相談体制である「内部通報制度」を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ③ リスク管理体制  
当社及び当社グループの経営幹部によるリスク管理を主題とした定例会議を4回開催いたしました。当社及び当社グループの各本部から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、リスクマネジメント担当部署において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

#### ④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループの内部監査を実施いたしました。

#### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化及び将来の事業展開のための内部留保を図りつつ、安定的な配当の維持に努めることを基本方針としております。

当期の配当に関しては未定としておりましたが、今後については、SHOPLIST事業の取扱高成長に向けた積極的なプロモーション活動、第二・第三の柱を創出するための新規事業への投資など、グループの売上最大化のために事業資金を投下するため、当期の剰余金の配当に関しては無配とさせていただきます。

売上拡大の上でさらなる利益確保を図り、結果的に中長期的な企業価値向上を実現することで株主の皆様へより多くの還元が可能になると考えています。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-------------------|------------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部)         |            | (負 債 の 部)               |            |
| 流 動 資 産           | 17,560,961 | 流 動 負 債                 | 5,173,850  |
| 現 金 及 び 預 金       | 13,765,772 | 買 掛 金                   | 2,039,064  |
| 売 掛 金             | 3,006,889  | 未 払 金                   | 1,371,332  |
| そ の 他             | 788,299    | 未 払 費 用                 | 487,981    |
| 固 定 資 産           | 7,397,274  | 未 払 法 人 税 等             | 146,025    |
| 有 形 固 定 資 産       | 807,846    | 契 約 負 債                 | 32,893     |
| 建 物               | 154,939    | そ の 他                   | 1,096,553  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 552,873    | 固 定 負 債                 | 10,262,215 |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 100,033    | 社 債                     | 10,000,000 |
| 無 形 固 定 資 産       | 405,950    | 長 期 借 入 金               | 255,291    |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 263,344    | 繰 延 税 金 負 債             | 5,887      |
| そ の 他             | 142,606    | そ の 他                   | 1,037      |
| 投 資 其 他 の 資 産     | 6,183,476  | 負 債 合 計                 | 15,436,065 |
| 投 資 有 価 証 券       | 4,947,889  | (純 資 産 の 部)             |            |
| 関 係 会 社 株 式       | 164,017    | 株 主 資 本                 | 9,344,573  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 453,004    | 資 本 金                   | 460,163    |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 440,749    | 資 本 剰 余 金               | 1,363,694  |
| そ の 他             | 177,816    | 利 益 剰 余 金               | 10,182,340 |
| 繰 延 資 産           | 128,535    | 自 己 株 式                 | △2,661,624 |
| 社 債 発 行 費         | 128,535    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 38,544     |
| 資 産 合 計           | 25,086,771 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 37,349     |
|                   |            | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 1,195      |
|                   |            | 新 株 予 約 権               | 9,482      |
|                   |            | 非 支 配 株 主 持 分           | 258,104    |
|                   |            | 純 資 産 合 計               | 9,650,705  |
|                   |            | 負 債 純 資 産 合 計           | 25,086,771 |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額      | 額          |
|-----------------|----------|------------|
| 売上高             |          | 15,477,613 |
| 売上原価            |          | 8,525,108  |
| 売上総利益           |          | 6,952,504  |
| 販売費及び一般管理費      |          | 5,714,441  |
| 営業利益            |          | 1,238,062  |
| 営業外収益           |          |            |
| 受取利息            | 60,353   |            |
| 為替差益            | 10,698   |            |
| 投資事業組合運用益       | 74,179   |            |
| その他             | 32,639   | 177,871    |
| 営業外費用           |          |            |
| 支払利息            | 45,197   |            |
| 持分法による投資損失      | 36,527   |            |
| 社債発行費償却         | 20,031   |            |
| その他             | 21,572   | 123,329    |
| 経常利益            |          | 1,292,604  |
| 特別利益            |          |            |
| 関係会社株式売却益       | 129,173  |            |
| 新株予約権戻入益        | 5,838    |            |
| 受取和解金           | 51,581   |            |
| 債務免除益           | 31,488   |            |
| その他             | 4,858    | 222,940    |
| 特別損失            |          |            |
| 固定資産除却損         | 10,460   |            |
| 減損損失            | 348,055  |            |
| 投資有価証券評価損       | 712,434  |            |
| 関係会社株式売却損       | 30,203   |            |
| 事業譲渡損           | 63,498   |            |
| 本社移転費用          | 47,243   |            |
| その他             | 95,144   | 1,307,040  |
| 税金等調整前当期純利益     |          | 208,504    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 180,276  |            |
| 法人税等調整額         | △147,491 | 32,784     |
| 当期純利益           |          | 175,719    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |          | △134,725   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |          | 310,445    |



## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本 |           |            |            |           |
|---------------------------|---------|-----------|------------|------------|-----------|
|                           | 資本金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自己株式       | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                 | 460,163 | 1,363,694 | 9,917,368  | △2,661,624 | 9,079,602 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額 |         |           | 852        |            | 852       |
| 連結範囲の変動に伴う<br>子会社剰余金の減少高  |         |           | △207       |            | △207      |
| 遡 及 修 正 後<br>当 期 首 残 高    | 460,163 | 1,363,694 | 9,918,012  | △2,661,624 | 9,080,246 |
| 当 期 変 動 額                 |         |           |            |            |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益   |         |           | 310,445    |            | 310,445   |
| 連結子会社株式の<br>売却による持分の増減    |         |           | △46,118    |            | △46,118   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額)   |         |           |            |            |           |
| 当期変動額合計                   | —       | —         | 264,327    | —          | 264,327   |
| 当 期 末 残 高                 | 460,163 | 1,363,694 | 10,182,340 | △2,661,624 | 9,344,573 |

|                           | その他の包括利益累計額      |          |                   | 新株予約権  | 非支配株主持分  | 純資産合計     |
|---------------------------|------------------|----------|-------------------|--------|----------|-----------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |        |          |           |
| 当 期 首 残 高                 | 112,254          | 3,908    | 116,163           | 15,302 | 533,797  | 9,744,865 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額 |                  |          |                   |        |          | 852       |
| 連結範囲の変動に伴う<br>子会社剰余金の減少高  |                  |          |                   |        |          | △207      |
| 遡 及 修 正 後<br>当 期 首 残 高    | 112,254          | 3,908    | 116,163           | 15,302 | 533,797  | 9,745,509 |
| 当 期 変 動 額                 |                  |          |                   |        |          |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益   |                  |          |                   |        |          | 310,445   |
| 連結子会社株式の<br>売却による持分の増減    |                  |          |                   |        |          | △46,118   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額)   | △74,905          | △2,713   | △77,618           | △5,819 | △275,693 | △359,131  |
| 当期変動額合計                   | △74,905          | △2,713   | △77,618           | △5,819 | △275,693 | △94,803   |
| 当 期 末 残 高                 | 37,349           | 1,195    | 38,544            | 9,482  | 258,104  | 9,650,705 |

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                              | 金 額               |
|------------------------|-------------------|----------------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                   | <b>(負 債 の 部)</b>                 |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>12,084,648</b> | <b>流 動 負 債</b>                   | <b>1,523,961</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 9,923,731         | 未 払 金                            | 1,350,259         |
| 売 掛 金                  | 78,915            | 未 払 費 用                          | 33,052            |
| 前 払 費 用                | 22,256            | 預 り 金                            | 10,314            |
| 短 期 貸 付 金              | 1,001,782         | そ の 他                            | 130,336           |
| そ の 他                  | 1,203,462         | <b>固 定 負 債</b>                   | <b>10,163,334</b> |
| 貸 倒 引 当 金              | △145,500          | 社 債                              | 10,000,000        |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>6,417,005</b>  | 長 期 借 入 金                        | 163,334           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>185,777</b>    | <b>負 債 合 計</b>                   | <b>11,687,295</b> |
| 建 物                    | 107,776           | <b>(純 資 産 の 部)</b>               |                   |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 7,246             | <b>株 主 資 本</b>                   | <b>6,943,034</b>  |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 70,755            | 資 本 金                            | 460,163           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>28,444</b>     | 資 本 剰 余 金                        | 1,305,606         |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 27,926            | 資 本 準 備 金                        | 450,163           |
| そ の 他                  | 517               | そ の 他 資 本 剰 余 金                  | 855,442           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>6,202,783</b>  | <b>利 益 剰 余 金</b>                 | <b>7,838,889</b>  |
| 投 資 有 価 証 券            | 3,748,533         | そ の 他 利 益 剰 余 金                  | 7,838,889         |
| 関 係 会 社 株 式            | 802,575           | 新 事 業 開 拓 事 業 者<br>投 資 損 失 準 備 金 | 503,274           |
| 長 期 貸 付 金              | 1,789,143         | 繰 越 利 益 剰 余 金                    | 7,335,614         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 101,701           | <b>自 己 株 式</b>                   | <b>△2,661,624</b> |
| そ の 他                  | 200,329           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等                  | △9,293            |
| 貸 倒 引 当 金              | △439,500          | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金          | △9,293            |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>128,535</b>    | 新 株 予 約 権                        | 9,152             |
| 社 債 発 行 費              | 128,535           | <b>純 資 産 合 計</b>                 | <b>6,942,894</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>18,630,190</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>             | <b>18,630,190</b> |

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科<br>目       | 金       | 額        |
|--------------|---------|----------|
| 売上高          |         | 5,000    |
| 営業収益         |         | 844,394  |
| 売上高及び営業収益    |         | 849,394  |
| 売上原価         |         | 0        |
| 売上総利益        |         | 849,394  |
| 営業費用         |         | 825,663  |
| 営業利益         |         | 23,730   |
| 営業外収益        |         |          |
| 受取利息         | 69,066  |          |
| 為替差益         | 29,767  |          |
| 受取配当金        | 3,213   |          |
| その他          | 12,428  | 114,475  |
| 営業外費用        |         |          |
| 支払利息         | 37,767  |          |
| 社債発行費償却      | 20,031  |          |
| 投資事業組合運用損    | 530,345 |          |
| その他          | 2,673   | 590,818  |
| 経常損失         |         | 452,612  |
| 特別利益         |         |          |
| 関係会社株式売却益    | 296,237 |          |
| 受取和解金        | 51,581  |          |
| 債務免除益        | 59,209  |          |
| その他          | 5,820   | 412,848  |
| 特別損失         |         |          |
| 固定資産除却損      | 7,813   |          |
| 関係会社株式評価損    | 200,366 |          |
| 貸倒引当金繰入額     | 334,500 |          |
| 債権放棄損        | 23,555  |          |
| 本社移転費用       | 7,693   |          |
| その他          | 7,309   | 581,238  |
| 税引前当期純損失     |         | 621,002  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 15,022  |          |
| 法人税等還付税額     | △88,889 |          |
| 法人税等調整額      | △37,126 | △110,993 |
| 当期純損失        |         | 510,009  |

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |              |                     |              |           |             |
|-------------------------|---------|---------|--------------|---------------------|--------------|-----------|-------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |              |                     | 利益剰余金        |           |             |
|                         |         | 資本準備金   | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計         | その他利益<br>剰余金 |           | 利益剰余金<br>合計 |
|                         |         |         |              | 新事業開拓事業者<br>投資損失準備金 | 繰越利益<br>剰余金  |           |             |
| 当 期 首 残 高               | 460,163 | 450,163 | 855,442      | 1,305,606           | 393,716      | 7,955,182 | 8,348,898   |
| 当 期 変 動 額               |         |         |              |                     |              |           |             |
| 当 期 純 損 失               |         |         |              |                     |              | △510,009  | △510,009    |
| 新事業開拓事業者<br>投資損失準備金の積立  |         |         |              |                     | 109,558      | △109,558  | —           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |              |                     |              |           |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —       | —            | —                   | 109,558      | △619,568  | △510,009    |
| 当 期 末 残 高               | 460,163 | 450,163 | 855,442      | 1,305,606           | 503,274      | 7,335,614 | 7,838,889   |

|                         | 株主資本       |            | 評価・換算<br>差額等     |                | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|------------|------------|------------------|----------------|--------|-----------|
|                         | 自己株式       | 株主資本<br>合計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |           |
| 当 期 首 残 高               | △2,661,624 | 7,453,044  | 72,147           | 72,147         | 14,972 | 7,540,163 |
| 当 期 変 動 額               |            |            |                  |                |        |           |
| 当 期 純 損 失               |            | △510,009   |                  |                |        | △510,009  |
| 新事業開拓事業者<br>投資損失準備金の積立  |            | —          |                  |                |        | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |            |            | △81,440          | △81,440        | △5,820 | △87,260   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —          | △510,009   | △81,440          | △81,440        | △5,820 | △597,269  |
| 当 期 末 残 高               | △2,661,624 | 6,943,034  | △9,293           | △9,293         | 9,152  | 6,942,894 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

クルーズ株式会社

取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樹神 祐也 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クルーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クルーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

クルーズ株式会社

取締役会御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛 ④

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樹神 祐也 ④

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クルーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び会計監査人太陽有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

クルーズ株式会社 監査等委員会

監査等委員（社外取締役） 永井 文隆 ㊟

監査等委員（社外取締役） 立松 進 ㊟

監査等委員（社外取締役） 川井 崇司 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより、一定の条件の下で「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社においても、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減し、また遠隔地の株主様等、多くの株主様が出席しやすくなることによって株主総会の活性化・効率化・円滑化にもつながることから、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項の追加を行うものであります。

なお、定款第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第12条（招集）</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>（新設）</p>                                                                                                                                          | <p>第12条（招集）</p> <p><u>(1) 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p><u>(2) 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>                                                                           |
| <p><u>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む）に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>（新設）</p> | <p>（削除）</p> <p><u>第15条（電子提供措置等）</u></p> <p><u>(1) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(2) 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p>附則</p> <p><u>第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p><u>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条（株主総会の招集に関する経過措置）</u></p> <p><u>変更後定款第12条第2項の新設は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日から効力を生ずるものとする。なお、本条は定款第12条の変更の効力発生日後にこれを削除する。</u></p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役（監査等委員である者を除く。）5名は任期満了となりますため、取締役（監査等委員である者を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である者を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                              | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | 小 淵 宏 二<br>(1974年11月4日生) | 1995年4月 株式会社ホテル京急入社<br>1996年4月 シーエスアイ株式会社（現：株式会社CSIソリューションズ）入社<br>2001年5月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br>(地位及び担当) 代表取締役社長<br>(重要な兼職の状況)<br>CROOZ SHOPLIST株式会社 代表取締役社長 | 3,335,000株         |
| 2     | 古 瀬 祥 一<br>(1982年3月28日生) | 2002年4月 当社入社<br>2006年4月 当社取締役（現任）<br>(地位及び担当) 取締役副社長<br>(重要な兼職の状況)<br>CROOZ Media Partners株式会社 代表取締役社長                                                     | 4,000株             |
| 3     | 仲 佐 義 規<br>(1980年4月26日生) | 2004年4月 当社入社<br>2010年5月 当社執行役員<br>2011年6月 当社取締役（現任）<br>(地位及び担当) 取締役副社長                                                                                     | 15,400株            |
| 4     | 稲 垣 佑 介<br>(1982年9月14日生) | 2003年9月 株式会社ワールドコンパイラ設立 代表取締役社長<br>2011年7月 株式会社BANEX JAPAN 取締役副社長<br>2013年4月 当社入社 執行役員<br>2016年6月 当社取締役（現任）<br>2017年1月 税理士登録<br>(地位及び担当) 取締役 最高財務責任者CFO    | -株                 |
| 5     | 矢 嶋 健 二<br>(1980年10月7日生) | 2004年9月 株式会社つばさレコーズ 代表取締役<br>2006年11月 株式会社TWIN PLANET設立 代表取締役（現任）<br>2016年6月 当社取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社TWIN PLANET 代表取締役                              | 1,000株             |



- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。  
なお、その他各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (1) 小淵宏二氏は、当社子会社であるCROOZ SHOPLIST株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社に対して、債務の連帯保証を行っております。
  - (2) 古瀬祥一氏は、当社子会社であるCROOZ Media Partners株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社に対して、運転資金の貸付及び債務の連帯保証を行っております。
  - (3) 矢嶋健二氏は、株式会社TWIN PLANETの代表取締役を兼務しており、同社は当社と広告に関連する業務委託等の取引があります。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載の通りです。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 当社は、矢嶋健二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、矢嶋健二氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の監査等委員である取締役3名は任期満了となりますため、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | 永井文隆<br>(1977年2月20日生) | 2005年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>2010年7月 公認会計士登録<br>2011年9月 永井文隆公認会計士事務所 代表（現任）<br>2011年10月 税理士登録<br>2013年1月 米国公認会計士登録<br>2015年6月 当社取締役（社外）<br>2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）<br>2018年6月 株式会社AURUM 代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>永井文隆公認会計士事務所 代表<br>株式会社AURUM 代表取締役社長 | -株                 |
| 2     | 立松進<br>(1947年6月15日生)  | 1993年3月 株式会社アール・ケイ・トラック（株式会社良品計画子会社）代表取締役<br>1999年7月 三菱商事ロジスティクス株式会社入社ソリューション部長<br>2007年7月 株式会社U. P. n. P. 代表取締役（現任）<br>2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社U. P. n. P. 代表取締役                                                                             | -株                 |
| 3     | 川井崇司<br>(1975年5月9日生)  | 2010年3月 株式会社すごい会議どすえ設立 代表取締役（現任）<br>2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社すごい会議どすえ 代表取締役                                                                                                                                                                    | -株                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 永井文隆氏、立松進氏、及び川井崇司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、永井文隆氏、立松進氏、及び川井崇司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 永井文隆氏を社外取締役候補者とした理由及び期待されている役割の概要は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しているとともに、経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な経験及び知見を有していることから、引き続き当社の経営及び監査にこれらを活かしていただけると期待したためであります。
5. 永井文隆氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての

在任期間は本総会終結の時をもって7年となり、監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

6. 立松進氏を社外取締役候補者とした理由及び期待されている役割の概要は、物流、ロジスティクスの分野に精通しているとともに、経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な経験及び知見を有していることから、引き続き当社の経営及び監査にこれらの知見を活かしていただけると期待したためであります。
7. 立松進氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
8. 川井崇司氏を社外取締役候補者とした理由及び期待されている役割の概要は、経営マネジメント、人材育成の分野に精通しているとともに、経営者及び経営コンサルタントとしての経験及び知見を有していることから、引き続き当社の経営及び監査にこれらを活かしていただけると期待したためであります。
9. 川井崇司氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
10. 当社は、永井文隆氏、立松進氏、及び川井崇司氏の各氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載の通りです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴及び当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 大森彩香<br>(1978年9月28日生) | 2006年10月 三宅・今井・池田法律事務所入所<br>2008年10月 ウィザーズ総合法律事務所開設<br>2009年6月 当社社外監査役<br>2011年9月 濱田法律事務所入所(現任) | -株             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の大森彩香氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、かつ、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 大森彩香氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待されている役割の概要は、同氏は、弁護士として専門的な知識と経験を有しており、これらの知識と経験から、当社の監査等委員である社外取締役として取締役の職務執行に対する監督、適切な助言・提言等をしていただけるものと期待したためです。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載の通りです。候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 大森彩香氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以上







## 株主総会会場のご案内図

会場：東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパーク プラザ棟3階・4階  
グランパークカンファレンス 401ホール  
TEL 03-5441-2100



交通 JR田町駅東口より 徒歩約5分  
都営浅草線・三田線三田駅A4番出口より 徒歩約7分